

宮城大学における授業料減免等制度

宮城大学は、2つの減免制度を実施しています。制度によって申請できる対象学生や減免額が異なります。

>>> 修学支援新制度 <<<

○ 授業料減免

日本学生支援機構の給付型奨学金受給者に対し、授業料を減額・免除します。

○ 入学金減免（新入生）

新入生は授業料に加えて、入学金も減額・免除されます。

>>> 本学独自の制度 <<<

○ 経済的事由による授業料減免

経済的に授業料納付が難しく、かつ学業成績が優秀である学生に対し、授業料を減額・免除します。

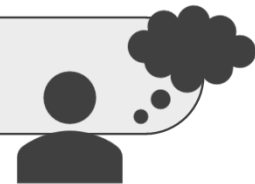
○ 東日本大震災の被災者に対する授業料減免、 入学金減免（新入生）

東日本大震災被災世帯の学生に対し、授業料を減額・免除します。新入生は授業料に加えて、入学金も減額・免除されます。

○ **納付猶予** 納付期日を延長します。

○ **分割納付** 授業料を数回に分けて納付します。

学生毎の申請可能な制度（自分はこの制度を利用できる？）



学群生



日本国籍の者

修学

震災

猶予
分割

本学入学時点で高校卒業後
3年を経過している者

経済

震災

猶予
分割

日本国籍以外の者

経済

猶予
分割

大学院生



（国籍は問わない）

経済

震災

猶予
分割

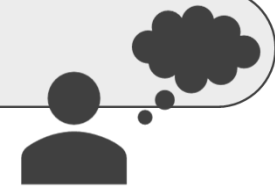
申請要件は各自で確認しよう

・収入や資産、成績の要件等

修学支援新制度：日本学生支援機構の
ウェブサイト

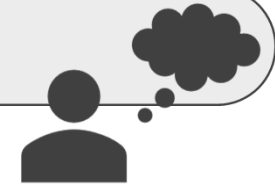
本学独自の制度：大学のウェブサイトに掲載

減免上減額（どのくらい減免される？）



制度		授業料減免額	入学金減免額
修学支援新制度	修学	最大267,900円	最大282,000円
本学独自の制度	経済	最大267,900円	—
	震災	最大267,900円	最大282,000円（県内出身者） 最大564,000円（県外出身者）
	猶予分割	—	—

複数の減免制度を同時に申請できる？



修学支援新制度と本学独自の減免制度を同時に申請することができます。

修学

+

経済

修学

+

震災

修学

+

猶予
分割

審査の結果、両制度の対象となった場合は、**高い方の減免額が適用**されます。

(例)

修学

: 1/3減免,

震災

: 1/2減免の場合→1/2減免

(震災

の減免額を適用)

修学

: 2/3減免,

震災

: 1/2減免の場合→2/3減免

(修学

の減免額を適用)

申込方法および申請期日

制度		申込方法	申込期日
修学支援新制度	修学	日本学生支援機構の 給付型奨学金申込み	申込説明会日程等は 学内メールにて案内
本学独自の制度	経済	本学ウェブサイトにて 要項を公開中	4月24日（金） （厳守）
	震災		
	猶予 分割		